

【充填所における容器の転倒防止・流出防止】 【資料 3】

東日本大震災時における充填所での容器の転倒・転落



東日本大震災の地震で倒れプラットホームから落下した LP ガス容器（石油産業新聞社提供）

充填所内の容器の転倒対策として、プラットホームの外周に取り外し可能な柵を設置した例



地震時の転落防止に有効
配送車への積み下ろし時は、取り外せる



取り外し可能な柵をもうけ、プラットホームの
有効的な利用を図る。



プラットホームの床面に穴をあける



地震時には充填員の避難通路を確保できる

【愛知県ＬＰガス災害対策要綱】

【資料 ４】

社団法人愛知県エルピーガス協会

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条

この要綱は、災害によって愛知県内に重大な被害が発生、若しくは発生の恐れのある場合に、（社）愛知県エルピーガス協会（以下「エルピーガス協会」という。）が会員相互と地域社会への協調支援を基本とした即応体制を確立し、県内におけるＬＰガスの保安確保及び安定供給に万全を期することを目的とする。

（適 用）

第 2 条

この要綱は、次の場合に適用する。

- （１）大規模地震対策特別措置法に基づき警戒宣言が発令された場合
- （２）震度５弱以上の地震が発生した場合
- （３）風水害により地域に甚大な被害が発生した場合
- （４）支部等から要請があった場合
- （５）指定地方公共機関としての職務が発生した場合
- （６）その他エルピーガス協会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた場合

第 2 章 組 織

（災害対策本部）

第 3 条

- 第 1 条の目的達成のため、会長はエルピーガス協会内に愛知県ＬＰガス災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 会長がその職務を実行できないときは、総務担当副会長が会長職務を代行する。
会長及び総務担当副会長が共に職務を実行できない場合は、予め定められた順に従い他の副会長が代行する。
 - 3 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長には会長、副本部長には総務担当副会長をもってあてる。
 - 4 本部には総務部、情報部、供給点検部を設け、部長には担当副会長又は常任理事のいずれかをもってあてる。
 - 5 本部長は、災害の危険が無くなったと認めるとき又は災害の発生後における対策・措置が完了したときは本部を解散する。
 - 6 本部が被災し、その機能が果たせない場合には、予め定められた順に従い、被災していない地域の現地対策本部を本部として機能させる。

（現地対策本部の設置）

第 4 条

本部長が指定したエルピーガス協会支部に、本部長の指示または第 2 条第 1 号、同

第2号、同第3号のいずれかの事象が発生した場合には、愛知県ＬＰガス災害現地対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

- 2 現地本部には現地本部長及び現地副本部長を置く。現地本部長及び現地 副本部長は本部長が指名する。
- 3 現地本部には総務部、情報部、供給点検部を設け、部長には支部長又は支部役員をもってあてる。
- 4 現地本部は、原則として予め支部において定めた場所に設置する。
- 5 本部長は、災害の危険が無くなったと認めるとき又は災害の発生後における対策・措置が完了したときは現地本部を解散する。

（災害発生時の支援）

第 5 条

被災地域以外のエルピーガス協会会員は、この要綱の目的を達成するため、本部長の要請に従い支援活動にあたることとする。

第 3 章 職 務

（本部の職務）

第 6 条

本部は、本部長の指示に従って次の職務にあたる。

- (1) 災害関係情報の収集・分析・伝達
- (2) 現地本部の活動支援及び要請受諾
- (3) 支援者等との連絡調整
- (4) 指定地方公共機関としての業務
- (5) 国・県及び他の関係機関等との連絡調整
- (6) 広報活動
- (7) ＬＰガス及び関連器材の緊急調達（県との「災害時におけるＬＰガス応急生活物資等に関する協定」を含む。）
- (8) その他

（現地本部の職務）

第 7 条

現地本部は現地本部長の指示に従って、次の職務にあたる。

- (1) 被災状況の把握及び本部への情報提供
- (2) 被災事業者の実態把握及び本部への支援要請
- (3) 応援要員等との連絡調整
- (4) 広報活動
- (5) 第9条及び第10条の立案並びに指示
- (6) その他

（職員の職務）

第 8 条

エルピーガス協会職員は、第3条の規定に従い、速やかに事務所に参集して本部の設置に備えるとともに、本部設置後はその機能を最大限発揮できるよう関係業務の調整に

あたる。

（会員の職務）

第 9 条

会員は、本部又は現地本部の指示に従い職務に従事し、ＬＰガスによる災害の発生又は災害拡大の防止活動を行う。

会員の職務は次のとおりとする。

- (1) 被災状況の現地本部への報告
- (2) 緊急対応措置の実施
- (3) 広報活動
- (4) 公共施設・避難所への応急供給の実施
- (5) 緊急保安活動状況の現地本部への報告
- (6) ＬＰガス及び関連器材の緊急輸送
- (7) その他

第 4 章 雑 則

（事後処理）

第 10 条

この要綱に定める災害活動等の事後処理は、ＬＰガス関係事業者の責務と協調のもと速やかに、安全に執り行う。

（費 用）

第 11 条

この要綱により発生する費用の拠出については、本部において裁定するものとする。
なお、支援要員には手当てを支給しないものとする。

（細 目）

第 12 条

前各条に定めるもののほか、その他必要事項については、本部長及び現地本部長の判断により決定する。

（準 用）

第 13 条

この要綱は、他の都道府県協会等から支援要請があった場合にも準用する。

（その他）

第 14 条

この要綱の実施に関して、必要な事項は別に定める。

【L P ガス災害対策マニュアル】

【資料 5】

愛知県L P ガス災害対策マニュアルに加筆（下線部）

社団法人〇〇県エルピーガス協会

このマニュアルは、社団法人〇〇県エルピーガス協会の制定した「〇〇県L P ガス対策要綱」に基づく災害対策等を実効あるものとするため、災害対策としての日常業務、災害発生後の緊急対応、応急点検、復旧措置等について定めたものである。

1 災害対策としての日常業務

災害に対して的確な対応を行うためには、日常の事業活動の中で以下のことがらの励行が望まれる。

- (1) 災害発生時の緊急事態に備え、従業員の非常招集方法等について、予め定めておく。
- (2) 顧客リストや配管図面等について、整備は当然のこと、保管体制の周知徹底を図り、どのような状況においても速やかに活用できるよう心掛ける。また、緊急時において優先的に対応や供給等を行うべき施設を予め挙げておく。
- (3) 保安業務用機器、非常用電源、ラジオ、携帯電話等情報収集機器を整備する。
- (4) 通常時から一般消費者等に、災害発生時等にとるべき対応についての啓発を図っておく。

ア 使用中の火は直ちに消して器具栓・元栓を閉止すること。

イ ガス漏れ等の異常に気付いた時は、容器バルブを閉めて販売店へ連絡すること。

ウ マイコンメータの復帰方法について周知すること。

- (5) 非常用の資機材（カセットボンベ、単段式調整器等）、非常食、飲料水、車両用燃料、非常時の発電措置について日常から確保しておく。

2 災害に有効な設備対策

災害に有効な設備対策として、以下のことがらが考えられるので、日頃からその普及には積極的に取り組むこと。

- (1) S型マイコンメータ等の設置
- (2) ガス放出防止器、容器プロテクター等の設置
- (3) 業務用設備に対する対震自動ガス遮断装置の設置
- (4) 鎖の二重掛け等による容器転倒防止対策の徹底強化
- (5) 燃焼器用ホースの使用

- (6) 可能な限り露出配管での施工
- (7) 可とう性・耐食性に優れた配管材料の選定と施工
- (8) 保安業務用機器並びに携帯電話等情報収集に必要な機器の電源の確保
- (9) その他有効な設備対策

3 災害発生後の事業の対応

災害発生後はまず自分の身の安全を確保し、次に事業継続のために次のことを行う。

- (1) 従業員とその家族の安否の確認（本人確認ができるまで追跡すること。）
- (2) 事業所内の被害状況の確認
- (3) 供給先の被害状況の確認

4 緊急対応

緊急対応は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下のことがらを実施する。

(1) 被害状況の確認

次の要領により、ＬＰガス設備の被害状況を確認する。

ア 確認順位

確認は、ＬＰガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、以下の施設順位とする。

- a 学校・病院等を含む公共施設
- b 業務用施設
- c 集合住宅
- d 一般住宅
- e その他

イ 確認方法

確認は、容器バルブの閉栓及び容器の撤去等二次災害防止の措置の要否を見極めることを目的とし、以下の目視点検を行う。

- a 建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無
- b 容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無

(2) 二次災害防止のための措置

ア 容器バルブの閉栓又は容器撤去

確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、容器バルブの閉栓又は容器の撤去を行う。

イ 広報活動

震度“6弱”以上の地震が発生した地域又はＬＰガス設備が冠水した施設では、上記の目視点検で異常が認められなくても、さらに次章“5 応急点検”

で定める安全確認によりＬＰガス設備に異常が無いと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

5 応急点検

被害状況の把握と、二次災害防止のための緊急対応がなされた後は、可能な限り速やかな供給開始が望まれるが、供給再開に先立つ応急点検は不可欠の作業である。

ただし、これは通常の調査点検とは異なり、短期間で多数のＬＰガス設備に対して実施する必要がある、またガスの使用再開を図ることが目的であるので、効率を高めるために以下の要領によることとする。

(1) 応急点検実施対象施設

前章“4 緊急対応”で定める目視点検を行った結果、さらに応急点検を行う必要が認められた設備及び震度“6弱”以上の地域及びＬＰガス設備が冠水した地域のＬＰガス設備全てを応急点検の実施対象とする。

(2) 応急点検順位

応急点検は供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として以下の順位で実施することとする。

- a 学校・病院等を含む公共施設
- b 集合住宅
- c 一般住宅
- d 業務用施設
- e その他

(3) 応急点検事項

応急点検は、原則として以下の要領で実施することとする。

- a ガス漏れ検知器・漏えい検知液・自記圧力計又はマノメータで漏えい検査を実施する。(マイコンメータ出口からガス栓までの配管については、マイコンメータの復帰安全確認機能のチェックで漏えい検査の代替とする。)
- b 屋内設置の燃焼器に給・排気筒がある場合は、給・排気筒の外れなどがないか目視で確認する。
- c 漏えい等の異常が認められない場合は、燃焼器について燃焼テストを行う。

注) 冠水した調整器、マイコンメータ等は必ず交換する。

(4) 周知

応急点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生した時や漏えい等の異常が認められた場合にとるべき措置についても周知徹底を図る。

(5) 不在宅への措置

消費者が不在のため応急点検ができない場合は、容器バルブまたは中間ガス栓を閉止し不在票を置く。

6 復旧措置

緊急対応、応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合には、原則として、供給契約を締結しているＬＰガス販売事業者が行うこととする。

7 災害状況報告

(1) 災害発生直後の情報収集

協会は、県内で震度５弱以上の地震・風水害等が発生し、被害が甚大なため詳細な被害状況の把握が困難な場合には、支部と連絡がとれたか否か、情報収集活動ができていないか否か、被害があるかないか、といった抽象的な情報の収集を早急に行う。

また、被害状況を取りまとめ【資料 6】で全国ＬＰガス協会に報告する。

【ＬＰガス被災状況＜緊急＞報告書】

(2) 会員の報告

会員は、〇〇〇内で震度５弱以上の地震・風水害等が発生した場合は、【資料 6-2】で各支部事務局へ報告する。【ＬＰガス被災状況報告書 販売事業者→支部】

(3) 支部の報告

支部事務局は、会員からの災害状況報告を【資料 6-2】で速やかに取りまとめ協会へ報告する。【ＬＰガス被災状況報告書 支部→協会】

(4) 復旧状況の報告

災害復旧した場合は、【資料 6-2】を用いて、同様に報告する。

8 大規模災害時における相互応援

大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費先が多い場合又はＬＰガス販売事業者自らが被災した場合は、地域のＬＰガス販売事業者、卸売事業者、保安機関等が協力して、県エルピーガス協会が行うローラー作戦等に参画し、より効率的な緊急対応・応急点検を実施する。

別途、災害時の相互応援時の取り決めとして、【災害時相互応援ルール】を定める。

9 避難所等の情報の確認等

災害時に備えて、都道府県の指定する避難所等の情報の確認を行い、災害発生時のＬＰガスの供給方法、供給設備や消費設備の設置場所、設置方法等を都道府県と協議し、防災訓練等において実態を確認する。

10 資機材の保管場所、応援要員の施設等の確認

災害発生時に行う緊急対応、応急点検等に必要な資機材の保管場所、また、他地域からの応援要員の宿泊施設や受け入れができる施設等の確認を行う。

【災害時相互応援ルール】

【資料5-1】

社団法人〇〇県エルピーガス協会

〇〇県内のＬＰガス販売事業者（以下「会員」という。）は、県内に大規模な災害が発生し緊急対応・応急点検を実施する消費先が多い場合又は会員自らが被災した場合には、地域及び住民がＬＰガスを安全に使用するため、【ＬＰガス災害対策マニュアル】に基づき、被災した会員がガスを供給している一般消費者等に対する緊急対応・応急点検をその総力を挙げて応援するものとする。

（趣旨）

第１条 このルールは、県内の会員において災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、被災事業者独自では十分に被災一般消費者等の緊急対応・応急点検が実施できないと認められるとき、事業者相互の応援による緊急対応・応急点検等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、緊急対応・応急点検以外の相互の応援については、必要に応じて定めるところによるものとする。

（応援の内容）

第２条 緊急対応・応急点検は、以下の内容で行うものとする。

ア 緊急対応・応急点検と復旧措置を明確に区分し、特に緊急対応・応急点検についての手順を具体的に定め、自社の顧客か他社の顧客かにかかわらず県エルピーガス協会（以下「協会」という。）として実施する。

イ 緊急対応・応急点検は原則２人以上で実施し、その際には販売勧誘活動を行わない。

ウ 緊急対応・応急点検を行った後に本格的な点検・調査や設備工事を要する場合は、原則として供給契約をしているＬＰガス販売事業者が実施する。

（応援要請の手続）

第３条 応援を受けようとする会員は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の災害対策本部に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

（１）被害の状況

（２）応援を要請する内容

ア 緊急対応・応急点検に必要な物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(情報交換)

第4条 会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支部ごと又は支部をまたいで、緊急対応・応急点検等の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第5条 会員は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支部ごと又は支部をまたいで、緊急対応・応急点検、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第6条 協会は、このルールに基づく応援が円滑に行われるよう、支援体制図、緊急対応・応急点検要員の確保のため有資格者のリストアップ、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 協会は、このルールを実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第7条 このルールに定めのない事項は、その都度、代表者の会議において協議して定める。

市町村別消費者世帯数調査票

提出先
社団法人高知県エネルギーガス協会
〒780-8031高知市大原町80-2
ファックス088-831-0404
提出期限
平成 年 月 25日 ()

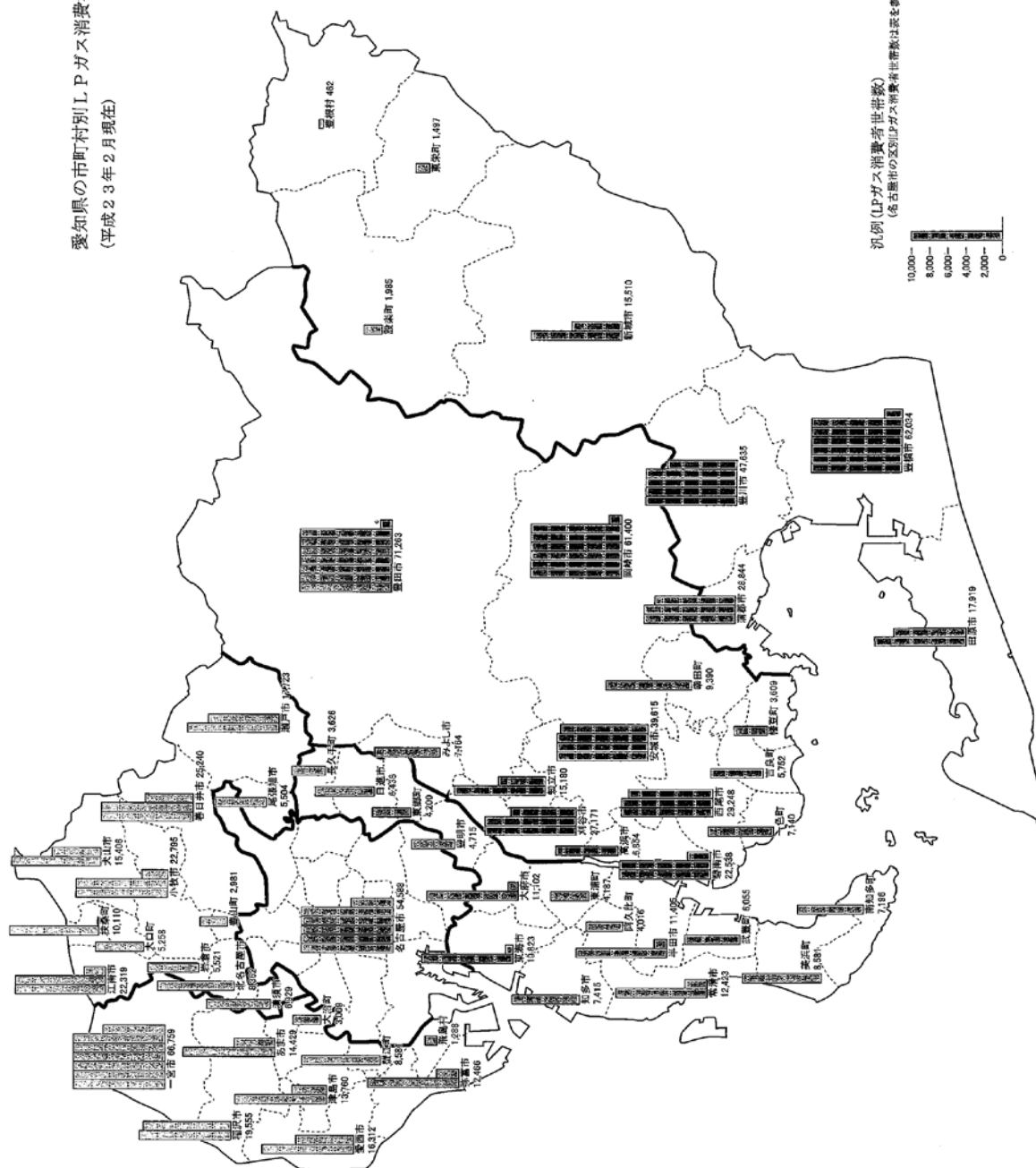
販売事業者名	記入担当者
--------	-------

※ 事業所ごとに提出される場合には、必要部数コピーされ、事業所名を明記のうえ提出願います。
 ※ 平成24年3月31日現在で記入ください。
 ※ 業務用施設は、施設数(店舗の数)で数えていただきますが、集計上「戸」と表記します。供給設備の施設という意味ではありません。

市町村名	業務用施設 (共同住宅と 一般住宅以外)	共同住宅 (同一建築物内に 3世帯以上入居 する構造のもの)	一般住宅	合計
高知市	戸	戸	戸	戸
室戸市	戸	戸	戸	戸
安芸市	戸	戸	戸	戸
南国市	戸	戸	戸	戸
土佐市	戸	戸	戸	戸
須崎市	戸	戸	戸	戸
宿毛市	戸	戸	戸	戸
土佐清水市	戸	戸	戸	戸
四万十市	戸	戸	戸	戸
香美市	戸	戸	戸	戸
香南市	戸	戸	戸	戸
東洋町	戸	戸	戸	戸
奈半利町	戸	戸	戸	戸
田野町	戸	戸	戸	戸
安田町	戸	戸	戸	戸
北川村	戸	戸	戸	戸
馬路村	戸	戸	戸	戸
芸西村	戸	戸	戸	戸
安芸郡				
市町村名	業務用施設 (共同住宅と 一般住宅以外)	共同住宅 (同一建築物内に 3世帯以上入居 する構造のもの)	一般住宅	合計
長岡郡	戸	戸	戸	戸
大豊町	戸	戸	戸	戸
土佐郡	戸	戸	戸	戸
大川村	戸	戸	戸	戸
いの町	戸	戸	戸	戸
香川郡	戸	戸	戸	戸
仁淀川町	戸	戸	戸	戸
中土佐町	戸	戸	戸	戸
佐川町	戸	戸	戸	戸
越知町	戸	戸	戸	戸
梶原町	戸	戸	戸	戸
日高村	戸	戸	戸	戸
津野町	戸	戸	戸	戸
四万十町	戸	戸	戸	戸
大月町	戸	戸	戸	戸
三原村	戸	戸	戸	戸
黒潮町	戸	戸	戸	戸
計	戸	戸	戸	戸
高岡郡				
本山町	戸	戸	戸	戸
共同住宅	戸	戸	戸	戸
業務用施設	戸	戸	戸	戸
一般住宅	戸	戸	戸	戸
合計	戸	戸	戸	戸

【資料5-2】

汎例(LPGガス消費者世帯数)
(名古屋市の区別LPGガス消費者世帯数は表を参照のこと)



【行政機関への連絡用文書】

【資料 5-4】

行政機関への連絡用文書：大規模地震用

平成_____年_____月_____日

関 係 機 関 様

社団法人〇〇県エルピーガス協会

〇〇市〇〇町〇〇-〇

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 2

ファックス〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 4

被災地のＬＰガスについてのお願い

この度の地震に際し、被害に遭われました皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

ＬＰガス（プロパンガス）のお客さまには、現在、通行が可能な地域より、当協会会員事業所が順次点検・復旧を開始いたしておりますが、ＬＰガスに関して問い合わせ等ございましたら、下記についてご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

大きな揺れの後にＬＰガスを使う前には、ご家庭のＬＰガス設備や器具が損傷している恐れがありますので、販売店の点検を受けてからご使用いただくようお願いいたします。

設備や器具に異常がない状態でガスが出ない時は、ガスメータがガスを遮断していますので、メータ付属の説明に従い復帰ボタンを押してください。

約１分間でメータが安全確認をし、異常がなければ再度ご使用になれます。復帰方法がわからない時には、販売店に確認してください。

復帰ボタンを押してもガスが使用できない場合は、販売店に連絡し、点検を受けてから使用してください。

販売店の連絡先は、ＬＰガス容器、ガスメータ等に記載しておりますが、不明の場合には下記までお願いします。

社団法人〇〇県エルピーガス協会_____支部

電話_____内

社団法人〇〇県エルピーガス協会

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇 2 〇〇市〇〇町〇〇-〇

以上

【災害時における放送協定】

【資料 5-5】

※社団法人大阪府エルピーガス協会の災害時における放送協定に加筆したもの

災害時におけるＬＰガスの二次災害を防止するための放送協定

地震等の災害時におけるＬＰガスの二次災害を防止するため、大阪放送株式会社（以下「甲」という）と社団法人大阪府エルピーガス協会（以下「乙」という）は、災害時における大阪府民への防災対策放送について、次のとおり認定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害対策基本法及び大阪府地域防災計画の趣旨に則り、甲は災害時に、ＬＰガスに関する防災対策の放送を行い、もってＬＰガスに起因する二次災害を防止して府民の生命・財産を保護することを目的とする。

（放送）

第２条 当該放送は、次に掲げる事態が発生した場合に行う。

- ① 大阪府下で震度６弱以上の地震が発生した場合及び大阪府下の地域が同等の影響を受けた場合。
- ② 大阪府下の地域に津波警報が発令され、一定の被害が想定される場合。
- ③ その他、緊急対策放送が必要な場合。

（放送要請）

第３条 甲は乙の要請によることなく、第２条に掲げる事態が発生した場合、原則として直ちに放送することとする。

（放送の実施）

第４条 甲は放送の形式、時刻等をその都度決定し、放送する。

- (2) 放送に係る電波料等は無料とする。

(放送の内容)

第5条 放送の内容は、次のとおりとする。

「〇時〇〇分ごろ、〇〇地域を震源とする震度〇〇の地震が発生しました。
この地域でエルピーガスをお使いの皆さん 家が傾いたり、倒れたりした時、
また、避難する時やガスの匂いがした時、そのほか、津波が予測される地域
の方は、外に出てガス容器のバルブを閉めてください。マンションなど集合
配管のお宅は、メータの入り口にあるガス栓を閉めてください。
また、ガス栓の開栓にあたっては、必ずお近くの販売店にご連絡ください。」

(放送の回数)

第6条 放送は、第2条に定める事態が発生した時から60分以内の時間帯において、可能な限り反復して放送する。60分を経過した後は、甲の状況判断により適時放送することとする。

(放送の習熟)

第7条 本協定の実効性を高めるため、甲及び乙は、平常時から災害時の放送に関する習熟に努めることとする。

(その他)

第8条 この協定によるもののほか、特に必要が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成16年12月9日から適用する。

この協定の証として、本2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成16年12月9日

甲 大阪放送株式会社
代表取締役社長
〇〇 〇〇

乙 社団法人大阪府エルピーガス協会
会 長
〇〇 〇〇

公共放送機関への依頼文書

大規模地震後のＬＰガス（プロパンガス）の使用について

地震後の、ＬＰガスによる二次災害防止の観点から、貴社の報道を通じて、下記の内容を呼び掛けてくださいますよう、お願いいたします。

記

ＬＰガス消費者へのお願い

- ・ ＬＰガスの燃焼器具の器具栓、ガス栓を閉め、火を消してください。
- ・ 余震に十分注意し、戸外のＬＰガス容器のバルブを閉めてください。
- ・ ＬＰガスの使用再開にあたっては、ＬＰガス販売店の点検を受け、安全が確認されるまで使用しないでください。

以上

公共放送機関への依頼文書

大雨に伴うＬＰガス（プロパンガス）の使用について

今回の大雨に伴い、一部地区でＬＰガス設備が冠水しており、ＬＰガスの使用に支障をきたすおそれがあります。このため、二次災害防止の観点から、貴社の報道を通じて、下記の内容を呼び掛けてくださいますよう、お願いいたします。

記

ＬＰガス消費者へのお願い

- ・ 今回の大雨でＬＰガス燃焼器具が冠水した場合は、ガス漏れによる二次災害の防止及び安全のため、器具栓、ガス栓、ＬＰガス容器のバルブを閉めてください。
- ・ ＬＰガスの使用再開にあたっては、ＬＰガス販売店の点検を受け、安全が確認されるまでご使用にならないようにしてください。

以上

【消費者への注意喚起】

【資料 5-8】

【報道機関向け】

（ファックス全 1 枚）

平成____年____月____日

様

社団法人〇〇県エルピーガス協会

発信者 事務局_____

電 話 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

F A X 1 1 1 - 1 1 1 1

災害時の L P ガス消費者への注意喚起（避難する際）

いつも大変お世話になっております。

この度の災害に関しまして、L P ガス（プロパンガス）をご利用の消費者に以下をお伝えいただきますようお願い申し上げます。

L P ガス（プロパンガス）をご利用のお客さまへ

避難されるとき、可能であれば、L P ガス容器のバルブを「しめる」の方にまわしバルブを締めるようお願いします。

水に浸かった L P ガス設備や器具を使う前には、販売店の点検を受けてください。
連絡先は、L P ガス容器やガスメータに記載してあります。

L P ガスの容器が倒れたり、放置されている場合には L P ガス容器に記載の連絡先か最寄りの販売店にご連絡くださるようご協力をお願いします。

連絡先が分からない場合には、

（社）〇〇県エルピーガス協会 電話 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇 までお願いします。

以上

【災害後のＬＰガス再開についての注意喚起】 【資料 5-9】

【報道機関向け】

（ファックス全 1 枚）

平成____年____月____日

様

社団法人〇〇県エルピーガス協会

発信者 事務局

電 話 〇〇〇－〇〇〇〇

F A X 1 1 1－1 1 1 1

災害後、再度ＬＰガスを使用する際の注意喚起

いつも大変お世話になっております。

この度の災害に関しまして、ＬＰガス（プロパンガス）をご利用の消費者に以下をお伝えいただきますようお願い申し上げます。

ＬＰガス（プロパンガス）をご利用のお客さまへ

大きな地震の後や水に浸かったＬＰガス器具を使う前には、販売店の点検を受けてください。

設備や器具に被害がない状態で、ガスが出ない場合にはマイコンメータが地震や異常を感知してガスを遮断していますので、ご使用になるときはメータの説明に従い復帰ボタンを押してください。

メータが安全確認をし、異常がなければご使用いただけます。再度遮断したときは、販売店に連絡し点検を受けてからご使用ください。

連絡先は、ＬＰガス容器やガスメータに記載してあります。

連絡先が分からない場合には、

（社）〇〇県エルピーガス協会 電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇までお願いします。

以上

ＬＰガス（プロパンガス）を お使いの方へ（お願い）

社団法人 ○○県エルピーガス協会

1. ご自宅のＬＰガス容器のバルブを
閉めて下さい。
2. 安全確認のため、設備の一斉点検を
行いますので、点検を終了するまで
ＬＰガスをご使用にならないよう
にして下さい。
3. 復旧につきましては、全力をあげ
て努めますので、ご協力ください。

【安全点検票例】

【資料 5-11】

安全点検票

点検日	月 日	班	
		点検者	
地図コード		住 所	
施設の区分	戸建・集合・公共・業務用	販売店名等	
消費者名		(不明の場合は 容器記載名称)	
施設の状況	1. 全壊 2. 半壊 3. 一部破損 4. 被害なし		
調査状況	1. 調査不能 2. 不在で調査不能		

供給設備の点検	点検項目		判定	点検項目		判定
	・容器			・ガスメータ		
	・容器バルブ			・メータガス栓		
	・高低圧ホース			・供給管の漏えい		
	・集合装置					
	・調整器					
	・容器の転倒転落防止措置					
消費設備の点検	・配管の漏えい			・中間ガス栓		
	・未使用ガス栓					
	器具名／項目	漏れ	燃焼状態	排気筒等	判定	
	コンロ					
	湯沸器					
	給湯器					
	風呂釜					
周知の内容	1.適	使用を許可した。				
	2.否	使用禁止の措置をした。 改善項目				

※判定：適であれば○ 不適であれば× 非該当項目は斜線を記入する。

※使用禁止の措置をした場合、消費者に「設備改善のお願い」を必ず手交すること。

※業務用施設等で燃焼機器の数が多い場合は、空欄に「適○台 否○台」と記入すること。

設 備 改 善 の お 願 い

社団法人〇〇県エルピーガス協会

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

お客様のＬＰガス設備を安全点検した結果、この災害によって設備に異常がありますので、供給を受けているＬＰガス販売店に連絡し、必ず設備改善をした後、使用してください。

改善をされずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、ＣＯ中毒等の事故が発生するおそれがあります。

____月 ____日

お 客 様 へ の お 願 い

(不在者宅)

社団法人〇〇県エルピーガス協会

今回の災害に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

この災害でお客様のＬＰガス設備の被害状況を確認するため、安全点検に伺いましたが、お留守でございました。

お帰りになられましたら、必ずＬＰガス販売店にご連絡いただき、安全点検を受けてからＬＰガスをご使用ください。

安全点検を受けずに使用しますと、ガス漏れ等による爆発事故、火災、ＣＯ中毒等の事故が発生するおそれがあります。

____月 ____日

【応援者の心構え 例】

【資料 5-13】

応 援 者 の 心 構 え

被災地の応援にあたり、十分ご承知の事とは存じますが以下の点にご配慮願います。

1. 被災地への救援であることを自覚して行動すること。
2. 被災者へ暖かい目を向け、誠意ある態度で接すること。
3. 「〇〇県エルピーガス協会の〇〇です。ＬＰガス設備の点検にきました。」と、身分並びにＬＰガス設備の点検に来たことを相手にはっきり伝えること。（身分を証明できる免許証、免状等を携帯すること。）
4. 安全点検事項について、もれのないように確実に点検すること。
5. 異常がある場合は、必ず「設備改善のお願い」を手交と口頭で説明し、異常がない場合は、口頭ではっきり消費者に伝えること。
[例] 設備に異常はありませんので、今までどおり使用してください。
[例] 配管に漏えいがありますので、ガスは使用しないでください。
販売店とご相談して、改善が終わってからご使用ください。
[例] 使用中にガス漏れ警報器の作動、その他異常があれば、使用を中止して販売店へ連絡してください。
6. 不明な点は、自己判断せずに、ペアと相談すること。
7. 勝手な行動は慎むこと。
8. 都市ガスの消費者から点検の依頼があったら、「都市ガス会社も点検に回っておられますので、それまでお待ちください。」などと丁寧に断ること。
9. その他、消費者には親切、丁寧に対応すること。

【応援者が持参する物資等 例】

【資料 5-14】

応援者が持参する物資等

1. 漏えい検査 機器	① 自記圧力計、記録紙 ② ガス漏えい検知器 ③ 漏えい検知液
2. 服 装 等	① ヘルメット ② 安 全 靴 ③ 軍 手・皮 手 袋 ④ 作 業 服 ⑤ マスク
3. その他 必 需 品	① 懐 中 電 灯（予備電池） ② 携 帯 電 話（予備電池） ③ ボールペン・マジック ④ 緊 急 工 具 類 （ドライヤー（水害時）） ⑤ 身分を証明できる物 ⑥ 自分のための飲食物

【災害応援者受付表 県内 例】

【資料 5-15】

災害応援者受付表

年 月 日

支 部 名	会 社 名	氏 名	資 格	備 考
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	

【災害応援者受付表 県外 例】

【資料 5-16】

災害応援者受付表

年 月 日

県名(住所)	会 社 名	氏 名	資 格	備 考
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	
	TEL	携帯 TEL	設備士・ 販 2・丙化 保安業務員・他	

【ＬＰガス被災状況＜緊急＞報告書】

【資料 6】

【この報告書は、甚大な被害が発生した直後、連絡がとれたか否か、情報収集活動ができていないか否か、被害があるかないか、といった抽象的な情報を速やかに取りまとめて報告するためのものです。】

県協会→全Ｌ協

ＬＰガス被災状況＜緊急＞報告書 [例]

(第 報)

年 月 日
時 分現在

(一社) 全国ＬＰガス協会 宛

平日 (Eメール : hoan@japanlpg.or.jp
FAX : 03-3593-3700

協会名

担当者名 :

【被災地域において、被害がない場合も本連絡書をご提出ください。】

1. 災害の種類

地震、風水害、その他 ()

2. 被災地域の支部（地区会）との連絡及び被災確認状況

被災地域の支部 (地区会) 名	連絡が取れた かの有無	連絡が取れた場合	
		その時点において被災状況が分かるかの有無	分かった範囲の被災状況
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	
支部	有 ・ 無	有 ・ 無	

注1：被災支部数が上表より多い場合は、行を追加してご記入ください。

注2：第2報以降の連絡については、最新(前回までの連絡数を含んだトータル)の件数をご記入ください。

注3：詳細は別添の「ＬＰガス被災状況報告書」による。

【ＬＰガス被災状況報告書 販売事業者用】【資料 6-2】

販売所→県協会

平成 年 月 日
時 分現在

〇〇県ＬＰガス協会

(FAX: 00-000-0000)

販売所

担当者名

Ｌ　Ｐ　ガ　ス　被　災　状　況　報　告　書 (第 報)

1. 被災及び復旧（供給再開）状況

被災市区町村名	被災地にお客様がある販売事業所数 (所)	① 被災地における被災前の供給(お客様)件数 (件)	被災状況 (①の内訳)			復旧状況 (③の内訳)		
			② ①のうち被害が無く供給している件数 (件)	③ ①のうち家屋倒壊・容器転倒・ガス漏れ等の被害があった件数 (件)	①- (②+③) ①のうち被害状況未確認件数 (件)	④ ③のうち家屋倒壊等により供給ができなくなった件数 (件)	⑤ ③のうち修復等が完了し供給できるようになった件数 (件)	③- (④+⑤) ③のうち修復等未完了件数 (件)
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：被災市区町村数が上表より多い場合は、行を追加してご記入ください。

注2：第2報以降の報告については、最新（前回までの報告数を含んだトータル）の件数をご記入ください。

2. LPガス協会への要請事項

- ① 人 員 :
- ② 物 資 :
- ③ そ の 他 :

3. これまで実施した周知、広報、依頼等

- ① 販売事業所対象：
- ② 消費者対象：
- ③ 地方公共団体対象：
- (県・市区町村等)

以 上

【資料 6-3】

県協会→全L協

平成 年 月 日
時 分現在

一般社団法人全国LPガス協会
災害対策中央本部 宛

平日 (E-Mail: hoan@japanlg.or.jp)
(FAX: 03-3593-3700)

協會名

担当者名：

LPガス被災状況報告書
(第 報)

1. 被災及び復旧（供給再開）状況

被災市区町村名	被災地にお客様がある販売事業所数 (所)	①被災地における被災前の供給(お客様)件数 (件)	被災状況 (①の内訳)			復旧状況 (③の内訳)		
			②①のうち被害が無く供給している件数 (件)	③①のうち家屋倒壊・容器転倒・ガス漏れ等の被害があった件数 (件)	①- (②+③) ①のうち被害状況未確認件数 (件)	④③のうち家屋倒壊等により供給ができなくなった件数 (件)	⑤③のうち修復等が完了し供給できるようになった件数 (件)	③- (④+⑤) ③のうち修復等未完了件数 (件)
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
					0			0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0

注1：被災市区町村数が上表より多い場合は、行を追加してご記入ください。

注2：第2報以降の報告については、最新（前回までの報告数を含んだトータル）の件数をご記入ください。

2. 中央本部への要請事項

- | | | | |
|---|-----|---|---|
| ① | 人 | 員 | : |
| ② | 物 | 資 | : |
| ③ | そ の | 他 | : |

3. 協会がこれまで実施した周知、広報、依頼等

- ① 販売事業所対象：
② 消費者対象：
③ 地方公共団体対象：
(県・市区町村等)

以上

【日本液化石油ガス協議会周知文書】

【資料 7】

日液協第24～72号

平成24年12月4日

会員保安責任者各位

日本液化石油ガス協議会
会 長 川 本 武 彦
同 上 保 安 委 員 会
委員長 石 川 公 一

日液協「地震等被害速報」の周知徹底とご協力のお願い

日頃より日液協の活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、保安委員会で検討を重ねてまいりました「地震等被害速報」についてまとめましたのでご案内致しますとともに、今後、有事発生の場合は別添の「地震等被害速報」用紙を使い、日液協事務局へ報告いただきますようご協力をお願い致します。

なお、この「被害速報」の特徴は以下の通りです。

1. 震度5強以上の場合に報告願います。

……行政への報告は震度5弱からとなっていますが、5弱の場合は出先き事業所所属の都道府県協会へ報告をお願い致します。(従来通り)

昨年の東日本大震災の場合、当初県協会の機能が有効に働かなくて国への情報が上らなかったことを受けて、今後は特に被害が大きい場合は先ず、日液協ルートで直売、タテ系列などの情報を上げてもらいたいとの国の意向に沿った対応を取るためのものです。

2. 充てん所の被害情報（充てん所併設事業所の場合）も同一用紙で報告してもらうことに致しました。

以上主旨をご理解の上、「地震等被害速報」の周知徹底と有事の際にはこの用紙でご報告いただきますようよろしくお願い致します。

以 上

(発信手段：Eメール)

(担当：斎藤・岩田)

nichiekikyo@japanlpg.or.jp またはFAX 03-3593-3700

日本液化石油ガス協議会 御中

【資料 7】様式1

**L P ガス消費者用
充 填 所 用**

(連絡方法:事業所 → 本社 → 日液協事務局)

地震(震度5強以上)等被害速報(第 報)

年 月 日

事業所名			報告者名		
所在地	〒 —				
TEL	—				
発生日時	平成 年 月 日 時 分				
発生地域			規模(震度)		
被害状況	一般消費者関係	(1)対象需要家件数	件		
		(2)ガス漏れ	件		
		(3)人的被害	死者 (名)	重傷者 (名)	軽傷者 (名)
		(4)建物等の損傷	件		
		(5)上記被害の概要			
状況	充填所関係	(1)LPG設備の損傷			
		(2)建物等の損傷			
		(3)容器転倒・転落等			
		(4)人的被害	死者 (名)	重傷者 (名)	軽傷者 (名)
備考					

※震度5弱以下等でも被害があった場合は報告をお願い致します。

【資料 8】

【緊急通行車両等届出書類 例】

年 月 日

(社)〇〇県エルピーガス協会
会長 〇 〇 〇 〇 様

〒 ー
届出事業所名
所在地
連絡電話
担当者名 印

緊急通行車両等事前届出に係る書類提出書

このことについて、当事業所において、緊急通行車両等事前届出をするため、下記のとおり関係書類を添えて提出しますので、各事前届出書に協会長印を押して届出事業所の会員証と共に返送していただきますようお願いいたします。

記

様式第 1 緊急通行車両等事前届出書	枚
様式第 2 緊急通行車両等事前届出一覧表	枚

以上

様式第1 緊急通行車両等届出 様式例

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		緊急通行車両等届出書 年 月 日 〇〇県公安委員会 殿 届出者住所 〇〇〇市中区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号 事業所名 社団法人〇〇県エルピーガス協会 (電話) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 氏 名 会長 〇 〇 〇 〇 〇		地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		緊急通行車両等 事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 〇〇県公安委員会 印	
番号欄に表示 されている番号 車両の用途(緊急輸送を行 う車両にあつては、輸送人 員又は品名)		災害発生時にLPガス施設点検及び災害の応急復旧作業 等に従事するための車両 (所属支部名: 支部) () 局 番		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が 行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出 して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じた場合は本届出済証を亡失し、滅失し、若しくは 破損場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明す る書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署等に提出してくださ い。	
出 発 地		住 所 氏 名		出 発 地		(注) 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。	

緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 一 覧 表					
申 請 年 月 日		年 月 日			
申 請 機 関 等		社団法人〇〇県エルピーガス協会 （所属支部名： 支部）			
提 出 先		☐ 警察本部交通規制課		☒ 警察署	
申 請 車 両		合 計 台			
申 請 車 両	整理番号	車名等	車両番号	使用目的	配車先
	1			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	2			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	3			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	4			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	5			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	6			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	7			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	8			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	9			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	10			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	11			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	12			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	13			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
	14			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両	
15			災害発生時にＬＰガス施設点検及び災害の 応急復旧作業等に従事するための車両		

【石油商業協同組合との協定 例】

【資料 9】

災害時におけるガソリン、軽油の調達に関する協定書

（協定趣旨）

第一条 この協定は、〇〇県において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、社団法人〇〇県エルピーガス協会（以下「甲」という。）が、〇〇県石油商業協同組合（以下「乙」という。）にガソリン、軽油（以下「ガソリン等」という。）の調達について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（調達）

第二条 甲は、ガソリン等の調達の必要があると認めたときは、乙に対しその調達の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

（要請手続）

第三条 甲は、乙に対し文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出することとする。

2 甲は、事前に会員事業者に対し「災害時緊急車両」の標章を交付し、これを乙に明示するものとする。

（連絡担当部署）

第四条 甲及び乙は、あらかじめ協定に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したとき、又は発生のおそれがある場合に速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（協議）

第五条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために、定期的に協議を行うものとする。

（その他）

第六条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自がその1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県

〇〇県エルピーガス協会

会長 〇〇〇〇

乙 〇〇県

〇〇県石油商業協同組合

会長 〇〇〇〇